## 褥瘡対策に関する診療計画書

氏 名			殿	男	女	計画作成日
明∙大∙昭∙平	年 月	日 生		(	歳)	
褥瘡の有無	1. 現在 2. 過去				坐骨部、尾骨部、腸骨部、大転子部、踵部、その他( )) 坐骨部、尾骨部、腸骨部、大転子部、踵部、その他( ))	褥瘡発生日

## <日常生活自立度の低い入院患者>

	日常生活自立度	J(1, 2)	A(1, 2)	B(1, 2)	C(1, 2)		対処
危険因	•基本的動作能力	(ベッド上 自力体位)	变換)		できる	できない	
		(イス上 坐位姿勢の保持	寺、除圧)		できる	できない	
険	•病的骨突出				なし	あり	「あり」もしくは
呂子の評価	•関節拘縮				なし	あり	「できない」が1つ以上の場合、
	•栄養状態低下				なし	あり	看護計画を立
	•皮膚湿潤(多汗、尿	(失禁、便失禁)			なし	あり	案し実施する
	・皮膚の脆弱性(浮腸	重)			なし	あり	
	・皮膚の脆弱性(スコ	テンーテアの保有、既往	.)		なし	あり	

## <褥瘡に関する危険因子のある患者及びすでに褥瘡を有する患者>

※両括弧内は点数

褥瘡の状	深さ	(0)皮膚損傷・ 発赤なし	(1)持続する発 赤	(2)真皮まで の損傷	(3)皮下組織までの損傷	(4)皮下組織を こえる損傷	(5)関節腔、体 腔に至る損傷	(U)深さ判定が 不能の場合	
	滲出液	(0)なし	(1)少量:毎日の	交換を要しない	(3)中等量:1日	1回の交換	(6)多量:1日2回	回以上の交換	
態の評	大きさ(cm <sup>2</sup> ) 長径×長径に直行する最大径 (持続する発赤の範囲も含む)	(0)皮膚損傷 なし	(3)4未満	(6)4以上 16未満	(8)16以上 36未満	(9)36以上 64未満	(12)64以上 100未満	(15)100以上	
価(Du	炎症·感染	(0)局所の炎 症徴候な し	(1)局所の炎症衛 (創周辺の発力 疼痛)	徴候あり 示、腫脹、熱感、	(3)局所の明ら あり(炎症徴 臭)		(9)全身的影響(発熱など)	あり	合
ESIGN—R)	肉芽形成 良性肉芽が占める割合	(0)創閉鎖又 は創が浅 い為評価 不可能	(1)創面の90% 以上を占める	(3)創面の50% 以上90%未 満を占める	(4)創面の10% 以上50%未 満を占める	(5)創面の10% 未満を占め る	(6)全く形成さ れていない		点
	壊死組織	(0)なし (3)柔らかい壊死組織あり (6)硬く厚い密着した壊死組織あり							
	ポケット(cm²) 潰瘍面も含めたポケット全周(ポケットの長径×長径に直行する最 大径)一潰瘍面積	(0)なし	(6)4未満	(9)4以上16未滞		(12)16以上36表	未満	(24)36以上	

※該当する状態について、両括弧内の点数を合計し、「合計点」に記載すること。ただし、深さの点数は加えないこと。

継続	的な管理が	必要な	理由								
計画	Ī										
宇協	11 た内突(対	16176-7	《延価力シニ	ファレンスの記録及び日1	回以上の構成員の訪問結果の情	<b>・</b> ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	2 金砂				
<b>~</b> /I	カンファ			開催場所	参加した構成員の署名	議事概要	10-404				
	初回		B								
ŀ	評価	月	日								
	評価	月	日								
L											
評価	i										
						説明日	平成	年	月	日	
				本人又は家族(続柄)の署名  在宅褥瘡対策チーム構成員の署名							
					<b>仕毛</b> 稱猜		香石 医師				
						看記					

管理栄養士 在宅褥瘡管理者

## [記載上の注意]

- 1 日常生活自立度の判定に当たっては「「障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準」の活用について」 (平成3年11月18日 厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知 老健第102-2号)を参照のこと。 2 日常生活自立度がJ1~A2である患者については、当該評価票の作成を要しないものであること。